

令和8年度

生活のきまりと

マナー



年 組 番 氏名

学校生活について

豊溪中学校での3年間は、義務教育最後の3年間です。ここでは、皆さんが卒業して社会に出たときに、しっかりと自分の力で歩み、世の中の役に立てるような「土台となる力」を身に付けることを目指しています。

そのために、毎日の学校生活の中で、ルールを守る心や、正しいこと・悪いことを判断する力、そして周りの人とより良く関わる力を育ててほしいと考えています。先輩たちが築いてきた豊溪中学校の素晴らしい伝統を受け継ぎ、さらに良い学校にしていくために、この「生活のきまりとマナー」があります。

1. 私たちが目指す学校生活

皆さんが毎日元気に登校し、楽しく充実した中学校生活を送れることが一番の目標です。学校は、皆さんが自ら進んで学び、活動する場所です。人の気持ちを想像し、お互いに助け合いながら問題を解決する力、感謝の心、そして「自分はどの行動すべきか」をよく考えて正しく判断する力を身に付けていきましょう。

2. 豊溪中生として大切にしたい7つの目標

(1) きまりを守り、自分で考えて行動する

ルールはみんなが気持ちよく過ごすためのものです。きまりを守ったうえで、自ら考えて行動できる人になりましょう。

(2) 礼儀正しく、正しい言葉づかいをする

挨拶や正しい言葉づかいは、人との関係をスムーズにしてくれます。時と場に応じた、はじめのある態度を身に付けましょう。

(3) 感謝と思いやりで、豊かな心を育む

「ありがとう」という感謝の気持ちや、周りの人を思いやる心を持ちましょう。いじめのない、みんなが安心して過ごせる学校を一緒につくります。

(4) 社会の一員としての責任をもつ

行事や生徒会、部活動を通して自分の得意なことを伸ばし、「やり遂げた!」という達成感を味わってください。仲間と協力し、自分を成長させる機会を増やしましょう。

(5) お互いを理解し、協力し合う

みんなが学校生活を送るために、自分とは違う相手のことも理解しようと努め、協力して物事に取り組む経験をたくさん積んでいきましょう。

(6) 学校をきれいにし、物を大切にする

みんなが使う物や場所を大切に、進んで清掃に取り組んで、きれいで過ごしやすい学校をつくりましょう。

(7) 自分とみんなの命・安全を守る

命は最も大切なものです。自分も周りの人も安全に、健康に過ごせるように気を配りましょう。避難訓練などを通して、災害から身を守る行動も身に付けていきます。

3. 学校生活のきまりやマナー

— 学校生活 —

(1) 登下校

・原則 8:00 以降の登校とします。(もし 8:00 よりも早く登校した場合には職員室に行き、学年の先生に声をかけるようにします。)

・始業5分前の 8:20 には、教室で着席できるようにします。

・登校したら読書の準備をします。

・全校朝礼や生徒朝礼の時は早めに登校し 8:20 には体育館に整列を開始できるようにします。

※ 日直の時は 8:10 までに職員室に来て先生の指示を受けてから日直の仕事に取り組みます。

※ 8:15 から職員打ち合わせが始まるため入室できません。8:15 を過ぎたら、職員室前で待たず、教室に戻り、担任の先生の指示に従います。

- ・欠席・遅刻等の連絡は、sigfy(スマートフォンを使った連絡サービス)で朝8:00までに行うか、必ず保護者からの電話連絡、もしくは生徒手帳を兄弟や友人を通じて担任へ渡す方法で行って下さい。
- ・自転車通学は認めていません。部活動等で登校する時も同様です。
※ 標準服や体育着、部活動着で自転車に乗らないようにします。自転車通学と誤解される原因になります。
- ・交通ルールと交通マナーをしっかりと守り、安全に気を配って登下校します。区域外通学で電車やバスを利用する際は、公共交通機関でのマナーを守ります。
- ・登下校は安全のため、まっすぐ帰宅します。(寄り道・回り道・買い食いなどはしません。)
- ・部活動や忘れ物を取りに来る等で再登校したり、学校が休みの日に登校したりするときは、標準服または体育着、部活動着で登校をします。私服での登校はしません。
- ・トラブルが発生しそう、または、見た・聞いたという時には、すぐに学校へ連絡するようにします。
- ・下校時刻は 15:45 です。(5時間の日は 14:45)
- ・最終下校時刻(部活動等)は3月~10月は 18:30、11月~2月は 18:00 とします。
- ・9:00 には全ての門が施錠されるので 9:00 以降に登校する場合には、体育館横の西門のインターフォンで知らせてください。

(2) 学校生活

- ・校舎内で会った人々には元気にあいさつをしましょう。職員室の出入りの際などもきちんとあいさつするようにします。
- ・時刻を守ります。(5分前行動)
※授業準備を行った上で、チャイム着席を守ります。体育や特別教室への移動も休み時間中に済ませ、遅れないようにします。
- ・校舎内外をきれいにします。
- ※清掃をきちんとします。清掃終了後、担当の先生へ報告し、当番の班員全員であいさつをします。
- ・学校にある施設・設備(公共物)を大切にします。
- ※トイレの使い方に注意します。誰もが気持ちよく使えるように心がけます。
- ※落書き・シールを貼るなど机・イス、校舎内に傷付けることは絶対にしません。
- ※公共物を壊した時や、壊れているのを発見した場合は、必ず先生に報告してください。

(3) 諸活動

- ・生徒会活動に積極的に参加し、自治活動を通じて充実した学校生活を送ります。
- ・運動会、文化発表会などの行事には積極的に参加し、協力して成功を目指します。
- ・部活動に入り、心と身体を鍛えましょう。

開設部活動

運動部	男女バスケットボール部	文化部	吹奏楽部、美術部
(3)	男子テニス部、男女バドミントン部	(2)	

－ 身だしなみと持ち物 －

(1) 服装…普段の学校生活では標準服を着用します

今年度から、衣替えの期間を学校では設けません。(夏服、冬服の着用推奨期間は設けます。)その日の気温や気候、自身の体調に合わせて保護者の方と相談の上、夏服・冬服を適切に判断し着用してください。

※入学式や卒業式等の式典、始業式、終業式、文化発表会では正装で参加します。(朝礼は正装でなくても構いません)

夏季の標準服(正装)		
スタイル	注意事項	
スラックス	スラックスとワイシャツ	<ul style="list-style-type: none"> ・くるぶしが隠れるソックスを着用。色は白・黒・紺。ワイシャツ、ブラウスのボタンは第二ボタンまではしっかりとめる。 ・ワイシャツ、ブラウスの裾は、スラックスやスカートの中にきちんと入れる。 ・スカート丈が極端に長い物、ひざが見えるような短い物は着用しない。 ・リボンを着用しない。
スカート	・スカートとワイシャツと紺ベスト	
またはスラックス	(ワイシャツはブラウスでも可)	

※普段の学校生活ではワイシャツ・ブラウスの代わりにポロシャツ(色は白、または指定の紺)も可。

ポロシャツの裾は、スラックスやスカートの中にきちんと入れる。リボンをつけても良いが第一ボタンまでつける。

冬季の標準服(正装)		
スタイル	注意事項	
詰襟とスラックス	詰襟、ワイシャツ、校章、クラス章	<ul style="list-style-type: none"> ・くるぶしが隠れるソックスを着用。色は白・黒・紺。 ・ワイシャツ、ブラウスのボタンは第一ボタンまでしっかりとめる。 ・ワイシャツ、ブラウス、ポロシャツの裾は、スラックスやスカートの中にきちんと入れる。
ブレザーとスカートまたはスラックス	<ul style="list-style-type: none"> ・ブレザーとワイシャツとスカート、リボン(ブラウス可) ・黒または紺のハイソックスを着用。(ワンポイント可) 	

※ブレザーとスカートまたはスラックスのスタイルは正装ではない時にはくるぶしが隠れるソックスを着用してよい。色は白・黒・紺とする。

※防寒着としてセーター(色は黒・紺・グレーなどの学校生活にふさわしい落ち着いた色合いのもの)の着用可。ただし、セーター姿での登下校はしません。また、カーディガンの着用は不可です。

※登下校時の防寒着(コート、マフラー、手袋等)は、学校生活にふさわしい落ち着いた色合いのものとし、華美なものやかさばるものは避けるようにします。

(2) 頭髪など…おしゃれ目的ではないことを心がけます

- ・染色・脱色・パーマ・そり込みなど、学習や学校生活に不要な加工は行いません。
- ・整髪料(ワックス等)などの使用は控えます。肩につく長さの髪は結びます。
- ・学習や運動の妨げにならないよう、必要に応じて髪をまとめます。その際は黒・紺・茶などの落ち着いた色のヘアゴムを使用し、華美な装飾のヘアピン等は避けます。
- ・化粧、アクセサリ類、香水等、学習や学校生活に不要なものは使いません。

(3) 靴、鞆など…活動しやすく華美でないものを選びます

- ・通学靴と通学鞆は自由としますが、体育の授業や通学の安全性を考えて選びます。
- ・校内では学校指定の上履きを使用します。

(4) 持ち物…すべての持ち物に記名し、学校生活の活動に不必要な物は持ち込みません

- ・生徒手帳は常に携帯します。生徒同士の物品の貸し借りはしません。
- ・落とし物をした、または拾った場合はすぐに先生に届けます。
- ・集金などでお金を持ってきた時には、登校後すぐに先生に預けるようにします。生徒同士の金銭の貸し借りはしません。学校に不要なお金は持ち込みません。

4. 学校生活のきまり(校則)の見直しについて

学校生活のきまりは、生徒のみなさんがより豊かで安全な学校生活を送るためのものです。社会の変化や生徒の実態に合わせて、生徒会を中心に、生徒・保護者・教職員が必要に応じてきまりの見直しを行います。きまりについて疑問や提案がある生徒は、生徒会等を通じて見直しの発議をすることができます。